

住み慣れた堺のまちで、誰もが明るく、豊かに暮らすために

# 社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 住民賛助会員募集中！

あなたの  
住民賛助会費が  
堺の地域福祉を  
支えます

## 堺市社会福祉協議会（社協）とは

「福祉のまちづくり」をめざして地域福祉を推進する、営利を目的としない公共性の高い民間組織です。

## 地域福祉をすすめる社協活動を 応援してください

社協では、いきいきサロンなどの住民活動をすすめるさまざまな事業を行っています。社協活動の趣旨に賛同いただき、住民賛助会員にご加入いただければ幸いです。（住民賛助会員への加入は任意です）

私たちも  
応援して  
います！

- ・堺市自治連合協議会
- ・堺市校区福祉委員会連合協議会
- ・堺市民生委員児童委員連合会

申し込み方法などはウラ面をご覧ください



## 注意事項

令和4年1月17日から、ゆうちょ銀行では、現金支払時の加算料金110円が必要となりました。そのことから、現金振込の場合は、払込取扱票の金額欄に賛助会費の金額から110円を引いた金額を記入のうえ、お振り込みいただいても差し支えありません。  
例：住民賛助会費1口 500円の場合は390円  
住民賛助会費2口1,000円の場合は890円

お申し込み時にいただいた個人情報、社協から会員の皆さまへの各種情報提供やご案内などの際に使用し、他の目的には使用いたしません。

02	大阪	払込取扱票										通常払込料金 加入者負担			
口座記号番号												金額			
0 0 9 1 0 - 6 - 2 4 5 6 3 9												千 百 十 万 千 百 十 円			
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会												料金		備考	
①下記の会員に申し込みます。															
会員区分		1口あたりの金額				口数		振込金額(円)							
住民賛助会員		¥500				口									
②メール送信サービスを <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない (○をお付けください)															
(メールアドレス)															
おところ(郵便番号)															
おなまえ(ふりがな)															
(電話番号)															
日 附 印															

振替払込請求書兼受領証											
口座記号番号											
0 0 9 1 0 - 6 - 2 4 5 6 3 9											
通常払込 料金加入 者負担											
加入者名											
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会											
金額											
おなまえ											
ご依頼人											
日 附 印											
料金											
備考											

令和4年1月17日から、現金支払時の加算料金110円が必要となりました。  
上記「注意事項」をご確認ください。

各票の※印欄は、ご依頼人において記載してください。

切り取らないでお出ください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押ししてください。

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号 大第43381号)  
これより下部には何も記入しないでください。

この受領証は、大切に保管してください。

## 会 費

年額 1口 500円(年度ごと・複数口可)

\*全員の方に社協の会員証(門標)をお渡しします。

\*ご希望の方には、パソコンや携帯電話から社協のイベント情報等がいち早くわかるメールマガジンの送信サービスをご利用いただけます。

送信サービスを希望される方は、払込取扱票にメールアドレスをご記入ください。

## お申込みは

キリトリ線以下の払込取扱票に必要事項をご記入のうえ、お近くの郵便局にてお手続きください。

手数料は社協が負担いたします。また、下記窓口でも受付を行っておりますので、ぜひご利用ください。

### 社会福祉法人 堺市社会福祉協議会

#### ■事務局

〒590-0078

堺市堺区南瓦町2番1号 堺市総合福祉会館内

TEL:072(232)5420(代)

FAX:072(221)7409

ホームページ <http://www.sakai-syakyo.net/>

Eメール [info@sakai-syakyo.net](mailto:info@sakai-syakyo.net)

#### ■堺区事務所(堺市役所本館3階)

TEL:072(226)2987/FAX:072(226)1952

#### ■中区事務所(堺市中区役所内1階)

TEL:072(270)4066/FAX:072(270)4088

#### ■東区事務所(堺市東区役所2階)

TEL:072(287)0004/FAX:072(287)0444

#### ■西区事務所(堺市西区役所4階)

TEL:072(275)0255/FAX:072(275)0266

#### ■南区事務所(堺市南区役所2階)

TEL:072(295)8250/FAX:072(295)8260

#### ■北区事務所(堺市北区役所1階)

TEL:072(258)4700/FAX:072(258)4770

#### ■美原区事務所(堺市美原区役所1階)

TEL:072(369)2040/FAX:072(369)2060

(ご注意)

・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。

・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。

・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになる場合は、引換えに預り証を必ずお受け取りください。

・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおとこ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。

・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙  
課税相当額以上  
貼 付

(印)

この場所には、何も記載しないでください。